## 香川県地域密着型サービス等整備事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

地域密着型サービス等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成29年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成27年度地域介推進交付金交付要綱及び医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第2 対象事業

地域密着型サービス等整備事業は、香川県が設置した地域医療介護総合確保基金を財源 の全部又は一部として実施する次の事業をいう。

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア)に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む)を整備する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業 も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確 認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、 当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上 権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃 借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

#### (ア)対象施設等

- a 地域密着型(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ 用居室(ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- b 小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設(ユニット型を基本としつつ、地域に おける特別の事情も踏まえるものとする。)
- c 小規模(定員29人以下)な介護医療院
- d 小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム(地域で居住できる支援機能を持つ養護

#### 老人ホーム)

- e 小規模(定員29人以下)の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス(ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。)
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点(要介護状態等(介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。)
- 1 地域包括支援センター
- m 生活支援ハウス(離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)又は豪雪地帯対策特別特措法(昭和37年法律第73号)に基づくものに限る(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和3年厚生労働省令第83号)附則第4条の適用をうける場合を含む)。以下同じ。)
- n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設 又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に 支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所について は、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討 することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に 限定されない。)

#### (イ)整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

#### ((5)の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整 備 内 容				
	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余				
創 設	裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体				
(開設)	の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)でエ				
	事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)				
増 築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。				
改 築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一				

整備区分	整 備 内 容					
(再開設)	部改築を含む。)なお、現在定員を維持することを基本としつつ、					
	地域における特別の事情も踏まえるものとする。					
	1 取り壊し費用も対象とすることができる。					
	2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存					
	施設等を取り壊すかどうかは問わない。					
	3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等につい					
	て、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらか					
	じめ協議すること。					
	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわ					
増 改 築	せて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築					
道 以 采 	を含む。)					
	1、2について同上。					

## イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地 内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。

## (ア)大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム
- b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設
- c 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- e 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- d 広域型(定員30人以上)の軽費老人ホーム

#### (イ)整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分 ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
(1)施設の一部改	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴
	室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工
修 	事
   (2)施設の付帯設	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給
備の改造	排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工
州の民産	事
(3)施設の冷暖房	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷
   設備の設置等	暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなく
	なり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)避難経路等の	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自
整備	力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に
	配慮した施設の内部改修工事
(5)環境上の条件	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠     沈良工事等
等により必要となっ	改良工事等 
た施設の一部改修	アスペストの処理工事及いての後の後旧寺関連する以修工事
(6)消防法及び建	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法
築基準法等関係法令	令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
の改正により新たに	
その規定に適合させ	
るために必要となる	
改修	
(7)消融雪設備整	豪雪地带対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2
	項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保
備	上、必要な消融雪設備の整備
(8)土砂災害等に	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に
備えた施設の一部改	設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の
修等	整備等
(9)施設の改修整	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)の
備	バリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事

整備区分	整 備 内 容
(10)その他施設	特に必要と認められる上記に準ずる工事
における大規模な修	
繕等	

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごと に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
五十元 / /	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために
耐震化 	必要な補強改修工事

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規 定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した 広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

#### (対象施設)

- a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用 居室
- b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設
- c 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- d 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- e 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)
- エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象 とする。
  - (ア)災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の

- 3第1項の高潮浸水想定区域
- (b)津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- (c)特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号) による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第 1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

## (イ)対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ 用居室
- b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設
- c 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- d 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- e 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)

#### (ウ)対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を 行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

#### (エ)整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険 事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、 将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び

迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により 想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行わ れる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

#### (2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床
- ・ また、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサービスと等)でする。 ・ また、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサービス提供の拡大を目的に、訪問看護事業所の

の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集 経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援する事業 を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時(再開設時)」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する 等、全壊・大規模半壊・半壊(罹災証明書の交付に係る被害認定による等)し、かつ、 既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、知事がこれと同程度と認 める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと(法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。)。
- イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、「医療介護提供体制改革推進交付金、 地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」 (平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)の別紙「地域 医療介護総合確保基金管理運営要領」における別記2の(29)口の介護テクノロジー導入 支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業 を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課

長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業 市町が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことがで きる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ(地域のつながり)の構築を 支援することを目的とする。

実施主体は、市町とする。市町の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

- (ア)介護予防拠点((1)アの助成を受けているかは問わない。)における、
  - ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品 購入費(例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボー ド、研修教材等の購入費)
  - ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する 講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。
- (イ)体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓 発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用す ることは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要 素も取り入れて実践する(例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る) 等の事業の実施は必須とする。
- (ウ)本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回 限りとする。

#### (3)定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地 上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を 支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該 賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

# (4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設(いずれも、定員規模は問わない。)のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア)特別養護老人ホーム
- (イ)介護老人保健施設
- (ウ)介護医療院
- イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(いずれも、定員規模は問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペース を確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア)特別養護老人ホーム
- (イ)介護老人保健施設
- (ウ)介護医療院
- (エ)養護老人ホーム
- (オ)軽費老人ホーム
- (カ)認知症高齢者グループホーム
- (キ)小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク)看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ)介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所(本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。)において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア)通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)
- (イ)短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)
- (ウ)小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ)看護小規模多機能型居宅介護事業所

#### (5)介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、イに掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

#### ア 対象事業

- (ア)地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ)家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の 事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域 内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- (ウ)設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ)入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。 ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)に おいて、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業 所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認 めて差し支えない。
- (オ)土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

#### イ 対象施設等

- (ア)特別養護老人ホーム
- (イ)介護老人保健施設
- (ウ)介護医療院
- (エ)特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ)認知症高齢者グループホーム
- (カ)小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク)看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ)介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- ウ 整備区分
  - 「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
	新たに宿舎を整備すること。
	空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することよ
	り効率的であると認められる場合において、当該建物を買収し
創 設	て、宿舎を整備する事業を含む。
	空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうか
	は問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿
	舎を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿
	舎を整備すること。(一部改築を含む。)
改 築	1 取壊し費用も対象とすることができる。
	2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存
	宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現
増 改 築	在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)
	1、2について同上。
改 修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修
CX 115	(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

#### 第3 実施主体

地域密着型サービス等整備事業の実施主体は、香川県及び市町とする。

## 第4 対象除外事業

次に掲げる場合は、本事業の対象としない。

- (1)第2の(1)及び(4)に掲げる事業
  - ア 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
  - イ 土地の買収又は整地等個人又は法人の資産を形成する事業である場合
  - ウ 職員の宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
  - エ その他介護施設等の整備として適当と認められない場合
- (2)第2の(2)に掲げる事業
  - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
  - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (3)第2の(3)に掲げる事業
  - ア 保証金として授受される一時金である場合
  - イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
  - ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
  - エ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

#### (4)第2の(5)に掲げる事業

- ア 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- イ その他当該事業として適当と認められない場合

### 第5 補助額の算定方法等

補助金の交付の対象となる経費は、予算の範囲内において調整のうえ、次のとおりとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (1)算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1の(3)及び(5)の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基準により算定した額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

#### (2)財政上の措置

上記第2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業	・特別養護老人ホーム	別表1の第3欄に定める
に係る国の財政上の特別	・ケアハウス	配分基礎単価に0.10を
措置に関する法律(昭和4	・生活支援ハウス	乗じて得た額
6年法律第70号)第2条		
に規定する公害防止対策		
事業として行う場合		
沖縄振興特別措置法(平成	・特別養護老人ホーム	別表1の第3欄に定める
14年法律第14号)第4	・生活支援ハウス	配分基礎単価に0.50を
条に規定する沖縄振興計		乗じて得た額
画に基づく事業として行		
う場合		
地震防災対策強化地域に	・特別養護老人ホーム	別表1の第3欄に定める
おける地震対策緊急整備		配分基礎単価に0.30を
事業に係る国の財政上の		乗じて得た額
特別措置に関する法律(昭		
和55年法律第63号)第		
2条に規定する地震対策		
緊急整備事業計画に基づ		
いて実施される事業のう		
ち、同法別表第1に掲げる		
社会福祉施設(木造施設の		

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
改築として行う場合)		
地震防災対策特別措置法	・特別養護老人ホーム	別表1の第3欄に定める
(平成7年法律第111		配分基礎単価に0.30を
号)第2条に規定する地震		乗じて得た額
防災緊急事業五箇年計画		
に基づいて実施される事		
業のうち、同法別表第1に		
掲げる社会福祉施設(木造		
施設の改築として行う場		
合)		
南海トラフ地震に係る地	・小規模多機能型居宅介護	別表1の第3欄に定める
震防災対策の推進に関す	事業所	配分基礎単価に0.32を
る特別措置法(平成25年	・特別養護老人ホーム	乗じて得た額
法律第87号)第12条第	・ケアハウス	
1項に規定する津波避難	・認知症高齢者グループホ	
対策緊急事業計画に基づ	<b>-</b> ム	
いて実施される事業のう	・認知症対応型デイサービ	
ち、同項第4号に基づき政	スセンター	
令で定める施設(取壊し費	·看護小規模多機能型居宅	
用含む)	介護事業所	
	・介護老人保健施設	
	・生活支援ハウス	
	・介護医療院	

## (3)豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)若しくは、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 第6 補助金交付申請手続

補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書 (第1号様式)に次の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものと する。

補助金所要額調書

事業計画書

歳入歳出(収入支出)予算書(見込書)

その他参考となる書類

## 第7 交付の決定

知事は、補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは予算 の範囲内で補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 第8 交付の条件

補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1)県が、事業者が実施する事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。) に対し、次の条件が付されるものとする。
  - ア 県補助対象事業者が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、 県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるもの とする。
  - イ 県補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認 を受けなければならない。
  - ウ 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、 知事の承認を受けなければならない。
  - エ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - オ 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
  - (ア)県補助対象事業者が地方公共団体の場合

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(イ)県補助対象事業者が地方公共団体以外の場合

県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50 万円以上(県補助対象事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- キ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の 全部又は一部を県に納付させることがある。
- ク 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運用を図らなければならない。
- ケ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾して はならない。

- コ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、知事が定める様式により速やかに、遅くとも県補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- サ 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。
- シ 県補助対象事業者が、アからサにより付した条件に違反した場合には、この補助 金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2)県が、市町が事業者の実施する事業(以下「市町補助対象事業」という。)に対して補助する事業(以下「市町補助事業」という。)に補助金を交付する場合には、市町に対し次の条件が付されるものとする。
  - ア 市町補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - イ 市町補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - ウ 市町補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合 には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - エ 市町補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、 市町補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類 を市町補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認 を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - オ 市町が、市町補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町は市町補助対象事業を実施する者(以下「市町補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。
  - (ア) 市町補助対象事業者が市町補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、 市町の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札による ものとする。
  - (イ)市町補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
  - (ウ)市町補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
  - (エ)市町補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町補助対象事業の遂行 が困難となった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければなら ない。
  - (オ)市町補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び 支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(市 町補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の 属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - (カ)市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに 市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び 器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める 耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使

用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (キ)市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。
- (ク)市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (ケ)市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (コ)市町補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の 場合を含む。)は、速やかに、遅くとも市町補助対象事業完了日の属する年度の翌々 年度6月30日までに市町長に報告しなければならない。また、この補助金に係る 仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に納付しな ければならない。
- (サ)交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町に納付しなければならない。
- (シ)市町補助対象事業者が、(ア)から(サ)により付した条件に違反した場合には、 この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。
- カ オより付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の 承認又は指示を受けなければならない。
- キ オの(キ)により、市町補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ク オの(コ)により、市町補助対象事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ケ オの(サ)により、市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部 又は一部を県に納付させることがある。
- コ オの(シ)により、市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部 又は一部を県に納付させることがある。

## 第9 補助金の変更承認

- (1)第8(1)のイ、ウ又は(2)のア、イに基づく知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (2) この補助金の交付決定後に、補助対象額の変更により変更交付申請を行う場合には変更交付申請書(第3号様式)に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### 第10 状況報告

補助事業者は、12月末日現在の事業の遂行状況見込みを第4号様式により1月10日までに知事に提出しなければならない。

#### 第11 立入検査

県又は市町は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告させ、又は職員をして、その事務所、事業所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 第12 実績報告

補助事業者は、実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第8の(1)のウ又は(2)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から1月を経過した日)又は当該年度の4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日までに、年度終了実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

補助金精算書

事業実施結果報告書

歳入歳出(収入支出)決算書(見込書)

その他参考となる書類

#### 第13 補助金額の確定

知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

#### 第14 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合においては、当該事業の歳出予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

#### 第15 その他

- (1)特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、知事が別途定めるところによるものとする。
- (2)介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に 当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。
  - ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の 推進拠点としての機能を果たすもの。
  - イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するもの や施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい 場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこ と等により土地の有効活用等を図るもの。
  - ウ 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
  - エ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行う もの。
  - オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の 構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用 等を行うもの。

- カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。
- キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。
- (3)災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよ う、以下のとおりの取扱いとする。
  - ア 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選 定に当たっては、第15(2)エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配 慮すること。
  - イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。
  - ウ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
    - (ア)土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること
    - (イ)浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること
      - a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、 当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾー ン以外での事業用地の取得が困難であること。
      - b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害 イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が 所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な 介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込み がないこと。
      - c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、 災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害 の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上 の対策が実施される計画となっていること。
      - d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。
  - エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第2(1)アの事業の対象としないこと。
  - オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第2(1)エの事業の対象としないこと。

### 附則

この要綱は、平成27年6月19日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成28年9月14日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

## 附則

この要綱は、平成29年9月25日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

## 附則

この要綱は、平成30年9月12日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

## 附則

この要綱は、令和元年7月2日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月8日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

#### 附則

この要綱は、令和2年10月13日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

# 別表 1 配分基礎単価

# (1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 事業の区分	1型リーヒス等整備等助成事業 2 施設等の区分	3配分基礎 単価	4 単位	5 対象経費
	地域密着型サービス施設等の整備			
	・地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設されるショートステイ用 居室	2,635 千円	整備床数	
	・小規模な介護老人保健施設	33,000 千円	施設数	
	・小規模な介護医療院	33,000 千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	
	・小規模なケアハウス(特定施設 入居者生活介護の指定を受けるも の)	2,635 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一
市町補助事業	・認知症高齢者グループホーム	19,820 千円	施設数	体的に整備されるも のであって、都道府
(地方公共団   体が実施する   場合は、県補	・小規模多機能型居宅介護事業所	19,820千円	施設数	県知事が必要と認め た整備を含む。)に
助対象事業)	・定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所	7,000 千円	施設数	が要な工事費又は工事請負費及び工事事
	·看護小規模多機能型居宅介護事 業所	19,820 千円	施設数	務費(工事施工のた め直接必要な事務に
	・認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	要する費用であって、旅費、消耗品
	・介護予防拠点	10,500 千円	施設数	費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監
	・地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	替料等をいい、その 額は、工事費又は工
	・生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	- 事請負費の2 .6% に相当する額を限度 - 額とする。)。
	・緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	顔とする。 / 。   ただし、別の負担   (補助)金等におい
	・施設内保育施設	14,100 千円	施設数	て別途補助対象とする費用を除き、工事
	介護施設等の合築等		費又は工事請負費に	
	第2の(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設す る施設で配 れ上記の配価に 基礎単価 1.05 を乗 た額	上記に準ずる	は、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	 空き家を活用した整備			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所	10,500 千円	施設数	
	<ul><li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・認知症対応型デイサービスセンター</li></ul>	10,300 〒口	川巴克又 女义	
		L 施設の大規模修約	L 善・耐震化整備	

		・特別養護老人ホーム		
		・介護老人保健施設	1,330 千円	
		・介護医療院		定員数
		・養護老人ホーム		
		・軽費老人ホーム		
	災	害レッドゾーンに所在する老朽化	2等した広域型:	介護施設等の
	移	転改築整備事業		
				整備床数
		・特別養護老人ホーム及び併設さ	2,635 千円	移転後床数。
		れるショートステイ用居室	2,000 [1]	ただし増員分は
				対象外
		・介護老人保健施設	33,000千円	施設数
		・介護医療院	33,000千円	施設数
				整備床数
		・養護老人ホーム	2 020工田	移転後床数。
県補助対象			2,820千円	ただし増員分は
事業				対象外
3.214				整備床数
		・ケアハウス(特定施設入居者生	2,635千円	移転後床数。
		活介護の指定を受けるもの)		ただし増員分は
				対象外
	災	害イエローゾーンに所在する老朽	1化等した広域	型介護施設等
	の	改築整備事業		
				整備床数
		・特別養護老人ホーム及び併設さ	2,635 千円	移転後床数。
		れるショートステイ用居室	2,000 113	ただし増員分は
			対象外	
		・介護老人保健施設	33,000 千円	施設数
		・介護医療院	33,000 千円	施設数
				整備床数
		・義議老人ホーム	2 820 壬田	移転後床数。
		・養護老人ホーム	2,820 千円	ただし増員分は
				対象外

	・ケアハウス(特定施設入居者生		整備床数移転後床数。	
	活介護の指定を受けるもの)	2,635 千円	ただし増員分は	
			対象外	

# (2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業 の区分	きの施設用設学 開経員寺文援事業 2 施設等の区分	3 配分基礎 単価	4 単位	5 対象経費
介護施設等の開				
	定員30名以上の広域型施設等			
	・特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室	989 千円	定員数	
	・介護老人保健施設	989 千円	定員数	
	・介護医療院	989 千円	定員数	
県補助対象事 業	・ケアハウス(特定施設入居者生活 介護の指定を受けるもの)	989 千円	定員数	
	・養護老人ホーム	989 千円	定員数	
	・介護付きホーム(有料老人ホーム 又はサービス付き高齢者向け住宅で あって、特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの)	989 千円	定員数	特別養護老人ホー ム等の円滑な開所や
	・訪問看護ステーション(大規模化 やサテライト型事業所の設置)	4,960 千円	施設数	既存施設の増床の際に必要な、開設前6
	定員29名以下の地域密着型施設等			か月に係る需用費、 使用料及び賃借料、
	・地域密着型特別養護老人ホーム及 び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	備品購入費(備品設置に伴う工事請負費
	・小規模な介護老人保健施設	989 千円	定員数	を含む)、報酬、給料、職員手当等、共
	・小規模な介護医療院	989 千円	定員数	済費、賃金、旅費、 役務費、委託料又は 工事誌 40 悪
市町補助事業	・小規模なケアハウス(特定施設入 居者生活介護の指定を受けるもの)	989 千円	定員数	工事請負費。
(地方公共団 体が実施する	・認知症高齢者グループホーム	989 千円	定員数	
場合は、県補 助対象事業)	・小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数	
助对象争未分	・看護小規模多機能型居宅介護事業 所	989 千円	宿泊定員数	
	・小規模な介護付きホーム(有料老 人ホーム又はサービス付き高齢者向 け住宅であって、特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの)	989 千円	定員数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所	16,600 千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	496 千円	定員数	
介護施設等の大 費				
	定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホ ーム等の大規模修
県補助対象事 業	・特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室	496 千円	定員数	にあった。 にあわせて にあった。 だう、介護ロボッ
	・介護老人保健施設	496 千円	定員数	ト・ICTの導入
	・介護医療院	496 千円	定員数	和 2 年 4 月 14 日 老高発 0414 第 1

	・ケアハウス(特定施設入居者生活 介護の指定を受けるもの)	496 千円	定員数	号・老振発 0414 第1号厚生労働省
	・養護老人ホーム	496 千円	定員数	-   老健局   高齢者支援課長・
	・介護付きホーム(有料老人ホーム 又はサービス付き高齢者向け住宅で あって、特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの)	496 千円	定員数	振興課長通知「地 域医療介護総合確 保基金(介護従事 者の確保に関する
	定員29名以下の地域密着型施設等	事業)における 「管理者等に対す		
	・地域密着型特別養護老人ホーム及 び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数	る雇用管理改善方 策普及・促進事
	・小規模な介護老人保健施設	496 千円	定員数	業」の実施について」の別紙1を準用
	・小規模な介護医療院	496 千円	定員数	数 数
→ mT ++ n+ == ××	・小規模なケアハウス(特定施設入 居者生活介護の指定を受けるもの)	496 千円	定員数	
市町補助事業(地方公共団	・認知症高齢者グループホーム	496 千円	定員数	
体が実施する場合は、県補助対象事業と	・小規模多機能型居宅介護事業所	496 千円	宿泊定員数	
助対象事業)	・看護小規模多機能型居宅介護事業 所	496 千円	宿泊定員数	1
	・小規模な介護付きホーム(有料老 人ホーム又はサービス付き高齢者向 け住宅であって、特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの)	496 千円	定員数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所	8,250 千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	248 千円	定員数	
介護予防・健康	でつくりを行う介護予防拠点における防災意	意識啓発の取組	に必要な経費	
市町補助事業 (地方公共団 体が実施する 場合は、県補 助対象事業)	• 介護予防拠点	118 千円	1 か所	介護が 所と がする意にの がする意にの がするをのの のの のの のの のの のの のの のの のの のの

# (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1事業の区分	型権設定のにめの一時金の支援事業 2 施設等の区分	3配分基準	 4 補助率	5 计争级弗
の区分		3 配刀垒华	4 1 開助平	5 対象経費
県補助対象事 業	定員30名以上の広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム			
市(体場助対対の対象を関するでは、主要を関するでは、主要を関するでは、主要を関するでは、主要を関するでは、主要を関するでは、主要を関するできます。	定員29名以下の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護を人保健施設・小規模な介護医療院・小規模な介護医療院・小規模な行びの方ででである。 ・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅のが表別を機能型居宅のが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	当備るめ線でお資国る額知理る1割のでは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	1 / 2	では、 で時代有時定中の下との に一地を一、間部きる に一地を一、間部きる

# (4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1事業 の区分	2 施設等の区分	3配分基礎 単価	4 単位	5 対象経費
	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等
市(体場助対をはまり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	「個室 ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	で を で を で に で に で に で に で に で に で に で に に で に に に に に に に に に に に に に
	「多床室(ユニット型個室的多床 室を含む。) ユニット化」 改修	2,820 千円	整備床数	
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)の プライバシー保護のための改修	865 千円	整備床数	
	介護施設等の看取り環境の整備			
	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護老人保健施設 ・介護を表水ーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,130千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費のでは同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び
	共生型サービス事業所の整備			賃借料又は備品購入 費(備品設置に伴う
	<ul><li>・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)</li><li>・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)</li><li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li></ul>	1,230千円	事業所数	工事請負費を含む。)

# (5)介護職員の宿舎施設整備事業

1事業 の区分	2 施設等の区分	3 配分基準	4 補助率	5 対象経費
市(体場対数在県業町地が合象のす補)が一種が大きまではがに合象のする財産がいる。では、大きないでは、いきないではないがでは、これでは、いきないでは、これでは、いきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・特別養護老人ホーム	介員ベル下用む 面金とあ建記合の積と護当床コ、部。 上積算なり築をに当をす員り積一段を33 の、の面実積回、建準。1の(、等含㎡ 基補限積際がる実築面定延バ廊共 準助度での上場際面積		ーのとる道認)は事の務っ 印監の工%度 担いす事に認び認を一のとる道認)は事の務っ 印監の工%度 担いす事に認び認を しいましま では いっと の は いっと の に の かっ の と る 道認 )は事の の に の に の と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と
	・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム			
	<ul><li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護事 業所</li></ul>		1 / 3	
	・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			